

第1回高崎市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和8年7月21日（火）午後2時48分から午後3時36分まで

2 開催場所 高崎市役所17回 第171会議室

3 出席委員（25人）

1番	清水 静枝	2番	浦恩城 由子
3番	佐藤 勲	4番	寺崎 正親
5番	小池 清樹	6番	堀 米 登
7番	今井 隆	8番	須田 直子
9番	白石 安義	10番	野尻 誠
11番	中沢 幸子	12番	山田 孝夫
13番	天田 晃	14番	戸塚 英子
15番	塚越 尚紀	16番	永井 保伸
17番	石川 大輔	18番	加藤 精一
19番	福田 敬一	20番	西山 康雄
21番	高瀬 純一	22番	松本 敦史
23番	新井 元	24番	設楽 明志
25番	金井 政明		

4 欠席委員 なし

5 職務のため出席した事務局職員

事務局長	井上 忠夫
係長	矢端 ひろみ
係長	矢島 賢一
係長	渡邊 喬丈
主任主事	引田 めぐみ
主任主事	大川 哲夫
主任主事	登坂 洸介
主事補	茂木 開斗

6 議事日程及び付議事項

- 日程第1 仮議席の指定について
- 日程第2 議事録署名委員の指名及び書記の任命について
- 日程第3 農業委員会長及び会長職務代理者の互選について
- 日程第4 本議席の指定について
- 日程第5 議案第1号 農地利用最適化推進委員の委嘱について
- 日程第6 議案第2号 調査班の設置について
- 日程第7 議案第3号 調査班長及び副班長の互選について
- 日程第8 議案第4号 一般社団法人群馬県農業会議の会員について
- 日程第9 申合せ第1号 令和8年度情報活動の推進に関する申合せ
- 日程第10 申合せ第2号 高崎市農業委員会の慶弔に関する申合せ

◎開 会

午後 2時48分 開会

◎開会の宣告

○司会（井上 忠夫） 引き続き、第1回高崎市農業委員会総会を開催いたします。

私は、司会を務めさせていただきます農業委員会事務局長の井上と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、農業委員の任期満了による任命後、最初に行われる、市長の招集による総会でございますが、市長公務のため出席ができません。つきましては、開会に先立ちまして、曾根副市长よりご挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

副市长、よろしくお願いいたします。

○副市长（曾根 光広） 【副市长挨拶】

○司会 ありがとうございます。

議事に入ります前に、定足数についてでございますが、本日の出席委員は25名であり、委員定数25名の過半数に達しておりますので、本総会は適法に成立しておりますことをご報告いたします。

先ほども申し上げましたが、本日は、市長の招集による総会でございます。農業委員会長が決定されるまでの議事進行につきましては、市長の職務代理者として曾根副市长に仮議長を務めていただきますので、ご協力をお願いいたします。

また、この総会の会議録については公開となります。質疑については挙手をし、許可を得てから、席札の番号と氏名を名乗ってから発言をするようお願いいたします。

それでは、曾根副市长よろしくお願いいたします。

○仮議長（曾根 光広） あらためまして、副市長の曾根でございます。新たに農業委員会長が決定されるまでの間、市長の代理として、私が仮議長を務めさせていただきます。円滑な議事進行にご協力をお願い申し上げます。

先ほど報告がありました通り、定足数に達しておりますので、ただいまから、令和8年第1回高崎市農業委員会総会を開会いたします。

日程第1「仮議席の指定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局 管理担当の矢端と申します。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

それでは、議事日程第1、仮議席の指定についてを説明申し上げます。

高崎市農業委員会総会会議規則第5条第1項の規定により、「委員の議席は、会長が定める」となっております。したがって、会長が選出されるまでの間は仮議席ということにさせていただきます。

現在の着席順序でございますが、農地利用最適化推進委員の担当地区が定まっておりますので、この地区を参考に順番とし、同一地区内では五十音順としたものでございます。そこで、現在の着席順

をそのまま仮議席と定めさせていただくご提案を申し上げます。

以上でございます。

○仮議長 事務局の説明は終わりました。説明のとおり、仮議席を指定させていただきたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

○全員 異議なし。

○仮議長 ご異議なしと認めます。

それでは、ただいまの着席のとおり、仮議席と指定させていただきます。

続きまして、日程第2、議事録署名委員の指名及び書記の任命についてでございますが、私のほうで指名及び任命をさせていただいてよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○仮議長 それでは、私のほうから指名をさせていただきます。

議事録署名委員には清水静枝委員、金井政明委員を指名いたします。書記には事務局職員の大川哲夫主任主事、登坂洸介主任主事を任命いたします。

それでは、日程第3、農業委員会会長及び会長職務代理者の互選についてを上程をいたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 それでは、事務局より説明させていただきます。

この件につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第2項に「会長は、委員が互選した者をもって充てる」という規定がございます。

また、同条第5項には、「会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する」という規定がございます。

そして、高崎市農業委員会選挙規程第2条の規定によりまして、会長及び会長職務代理者の選出につきましては、総会において行うことになっております。

次に、その選出方法でございますが、選挙規程第10条の投票による方法、同じく第15条の指名推薦による方法と2通りの方法が定められております。いずれかの方法によって、会長及び会長職務代理者を選出していただきますよう、お願いいたします。

以上でございます。

○仮議長 事務局の説明は終わりました。

ただいまから会長及び会長職務代理者の互選につきまして、高崎市農業委員会選挙規程に基づきまして選挙を行います。

これより、この会議を選挙会に切替えたいと思います。選挙会につきましては、選挙規程第5条により、「総会において選挙を行うときは、会長は、その旨を宣言する」と規定され、「委員の任期満了による任命後最初に行われる総会において、会長が選任されていないときは、市長又は市長が認める者とする」と規定されております。本日の会長選挙につきましては、市長が認める者として、引

き続き私が進行を進めさせていただきます。

それでは、農業委員会会長選挙及び会長職務代理者選挙を行います。

選挙会は、選挙規程により3分の2以上の出席が必要ですが、本日の出席者は25名で3分2以上の17名を満たしておりますので、選挙会は成立いたします。

次に、選挙に関する事務を管理するため、選挙管理人1名を定めたいと思いますが、私のほうで指名させていただいてよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○仮議長 ご異議なしと認めます。

お諮りいたします。選挙管理人につきましては、原田農政部長を指名することにご異議ございませんか。

○全員 異議なし。

○仮議長 ご異議なしと認めます。よって選挙管理人は原田農政部長を指名いたします。

次に、選挙規程第2条の規定により選挙を行うわけでございますが、互選の方法として選挙規程第10条の投票による方法と、選挙規程第15条の指名推選による方法がございます。どの方法がよろしいか、お諮りいたします。

○4番寺崎委員 4番、寺崎です。慣例により、指名推選でお願いしたいと思います。

○仮議長 ただいま指名推選という提案がございましたが、ご異議はございませんでしょうか。

○全員 異議なし。

○仮議長 異議ないものと認め、選挙規程第15条の規定に基づき、指名推選の方法で行いたいと思います。

初めに、会長の選挙を行います。どなたか指名推薦する方はいらっしゃいますでしょうか。

どうぞ。

○4番寺崎委員 4番、寺崎です。私は、前期農業委員会会長を務めた今井隆委員が、その経験と実績から適任であると思い推薦いたします。

○仮議長 推薦ありがとうございます。

ほかにどなたか推薦される方はいらっしゃいますでしょうか。

(少しの間)

○仮議長 それでは立候補を締め切らせていただきます。

ただいま会長に今井隆委員を推薦するとの指名がございました。今井隆委員をもって当選人と定めることに、ご異議はございませんでしょうか。

○全員 異議なし。

○仮議長 ご異議なしと認めます。ただいま全員の同意をもって、会長選挙の当選人を今井隆委員といたします。おめでとうございます。事務局は速やかに当選人に通知し、承諾を受けてください。

○事務局 はい。

(当選通知を渡し、承諾書を受領)

○仮議長 無事当選人の承諾が得られました。会長には、今井隆委員が選任されました。

それでは、会長に就任されました今井委員よりご挨拶をいただきたいと思います。

○会長(今井 隆) 【会長挨拶】(拍手)

○仮議長 就任の挨拶が終わりました。

それでは、会長が決まりましたので、農業委員会等に関する法律第5条第3項の規定により議長を会長と交代いたします。議事の進行にご協力いただき、ありがとうございました。

○司会 曾根副市長におかれましては、公務がございましたので、ここで退席となります。

(曾根副市長降壇、退席)

○司会 これより、今井会長に議長を務めていただきます。今井会長よろしく願いいたします。

○会長 それでは、議長の職を務めさせていただきます。スムーズに進行できますように、皆様のご協力の程をよろしくお願いいたします。

次に、会長の職務代理者の選挙を行います。どなたかを指名推選する方は、いらっしゃいますか。

○17番石川委員 はい。

○会長 石川大輔委員。

○17番石川委員 17番、石川です。私は、西山康雄委員が、その経験や実績から適任でないかと思い、推選いたします。

○会長 ありがとうございます。ほかにどなたか推薦される方はいらっしゃいますか。

(少しの間)

○会長 よろしいでしょうか。それでは、立候補を締め切らせていただきます。

ただいま会長の職務代理者に西山康雄委員を推薦するとの指名がございました。

西山康雄委員をもって当選人と定めることにご異議ございませんでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 異議ないものと認め、ただいま全員の同意をもって、会長職務代理者選挙は、西山康雄委員を当選人といたします。おめでとうございます。事務局は速やかに当選人に通知し、承諾を受けてください。

(当選通知を渡し、承諾書を受領)

○会長 無事、当選人の承諾が得られました。それでは、会長職務代理者に就任されました、西山康雄委員より、ご挨拶をいただきたいと思います。

○会長職務代理者(西山康雄) 【職務代理者挨拶】(拍手)

○会長 ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして選挙会を閉じさせていただきます。

それでは、日程第4、本議席の指定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 ご説明させていただきます。

本件につきましては、総会会議規則第5条第1項の規定により、「委員の議席は、会長が定める」ということになっております。

以上でございます。

○会長 ただいま事務局からの説明のあったとおり、議席は会長が定めることとなっておりますので、現在お座りいただいている議席を正式な議席と定めたいと思います。

続きまして、日程第5、議案第1号 農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 それでは、議案書2ページをご覧ください。

議案第1号 農地利用最適化推進委員の委嘱について。

農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により、次の者に農地利用最適化推進委員を委嘱したい。

農業委員会等に関する法律第17条第1項において、「農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならない」と規定されております。

今回、農地利用最適化推進委員についても農業委員と同様に、2月10日から3月13日まで募集を行い、34名の募集に対し、35名の推薦がございました。その後、4月23日に、農地利用最適化推進委員候補者評価委員会を開催し、候補者35名の農地利用最適化推進委員の適格性について評価を行い、候補者全員適格であるという評価を受けました。また、その評価委員会において、定数3のところ、推薦数が4であった室田区域の候補者の評価を行いました。

なお、候補者が定数を超えたのは、室田区域のみとなります。

推薦数が定数を超過しておりますので、室田については、4名の内3名を農地利用最適化推進委員として委嘱していただくことになります。まずは、室田区域の農地利用最適化推進委員を選定していただき、その後、その他の区域31名の候補者について、ご審議いただきたいと思います。

お手元のA4の2枚紙、議案第1号別紙1号、室田区域 農地利用最適化推進委員候補者一覧をご覧ください。

なお、こちらの資料につきましては、推進委員審議終了後、事務局が回収したいと思います。

4月23日に行われました農地利用最適化推進委員候補者評価委員会では、先に説明をいたしました3名が高い評価を得ましたので、ご報告させていただきます。

事務局からの説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○会長 事務局の説明は終わりました。

室田区域の定数が３ですので、候補者を選ばなければなりません。候補者評価委員会において、高い評価を得たという３名をご異論がなければ、農地利用最適化推進委員に委嘱することとなります。この件について、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

(少しの間)

○会長 ご意見も無いようですので、長壁充好氏、伊藤政美氏、清水隆明氏を室田区域の農地利用最適化推進委員に委嘱してよろしいかがいます。

○全員 異議なし。

○会長 異議なしとのことですので、長壁充好氏、伊藤政美氏、清水隆明氏を室田区域の農地利用最適化推進委員に委嘱いたします。

続きまして、室田区域以外の農地利用最適化推進委員の委嘱について、事務局説明をお願いいたします。

○事務局 はい。説明に先立ちまして、始めに議案書３ページ下段の室田区域の推進委員の欄の候補者の記載と芹澤優氏の記載を棒線で削除をお願いします。

それでは、議案書２ページをご覧ください。地域、担当区域、氏名の順に読み上げます。敬称は省略させていただきます。

始めに高崎、新町地域です。新高尾・中川区域、箱田裕史。旧市内・塚沢・佐野区域、小平恒雄。片岡区域、松本一正。南八幡区域、塚越正敏。八幡、豊岡区域、國峯敏幸。六郷区域、梅山和彦。長野区域、紋谷巖。大類区域、福田利恵。岩鼻、倉賀野、新町区域、高田正巳。京ヶ島区域、阿久澤正義。滝川区域、齋藤博賢。

続きまして、倉渕地域です。三ノ倉・水沼区域、唐澤徳章。権田区域、和田佳子。岩氷・川浦区域、塚越里史。

続きまして、箕郷地域です。車郷区域、岡田柳治、島方当己夫。箕輪区域、新井和幸。生原・柏木沢区域、岡本鉄平。

続きまして、群馬地域です。金古区域、高橋篤。堤ヶ岡区域、樋口幸男。国府区域、依田敏彦。上郊区域、福田俊昭。

続きまして、榛名地域です。里見区域、赤尾幸雄、反保勉。久留馬区域、飯野利貞、中島邦夫。

最後に吉井地域です。吉井東・吉井西区域、矢島勇司。岩井・小暮・馬庭区域、長谷川亘。入野区域、若林隆男。岩平区域、田中正美。多胡区域、落合正喜。

室田区域以外の候補者３１名について、高崎市農地利用最適化推進委員として委嘱してよろしいか、よろしくご審議の程お願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、ここでお諮りいたします。事務局の説明のとおり、室田区域以外の農地利用最適化推進

委員31名を委嘱してよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 異議なしという声がありましたので、委嘱することといたします。

なお、委嘱状交付式は7月23日を予定しております。審議に使用しました議案第1号別紙を回収します。事務局、回収をお願いします。

次に、日程第6、議案第2号調査班の設置についてを議題といたします。

調査班についてですが、高崎市農業委員会調査班設置要領第2条に、総会に4つの調査班を設置することまた、同要領第3条に各調査班の委員は会長が定めると規定されています。ついては、事務局に腹案があるようでございますので、事務局の説明を求めます。

○事務局 議案書5ページをご覧ください。

議案第2号 調査班の設置について。

高崎市農業委員会調査班設置要領第2条及び第3条の規定により、第1調査班、第2調査班、第3調査班及び第4調査班の4つの調査班を設置したい。

それでは、調査班設置につきまして事務局案を配付させていただきます。

(資料配付)

○事務局 説明の前に、ただいま、配布いたしました高崎市農業委員会調査班案について、先程、選任されました、会長および職務代理者につきましては、調査班の構成委員から外れますので、1班7番今井隆会長および4班20番西山康雄職務代理者の欄は削除をお願いいたします。

それでは改めまして、ご説明いたします。

設置する調査班は、第1班から第4班までの4班体制となっております。農業委員の皆さまの、各班への割り振りについては、委員名簿をもとに、農業委員の経験や、各地区の割合などを考慮しながら編成しております。

次に、調査班の役割について、簡単にご説明申し上げます。

調査班の主な業務といたしましては、農地法の規定による各種申請事案につきまして、事前に調査が必要と思われる案件につきまして現地調査等を実施し、総会にて報告を行うものです。調査の割り当ては、欄外下に示したとおり、1班あたり一年間に3回ございます。記載月に開催される総会に合わせた事前の調査そして総会での報告を行うことになります。

説明は以上でございます。

○会長 調査班の説明について、ただいま事務局から説明がありました。特に問題がなければ、事務局案のとおりで設置したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、異議なしの声がありましたので、事務局案のとおり設置することといたします。

それでは、次に、日程第7、議案第3号 調査班長及び副班長の互選について、事務局より説明を

お願いいたします。

○事務局 議案書、6ページをご覧ください。

議案第3号 調査班長及び副班長の互選について。

高崎市農業委員会調査班設置要領第3条の規定により、調査班ごとの班長及び副班長を選任されたい。先程、ご承認いただきました調査班の第1班から第4班までの各班内で、班長と副班長の選任をお願いいたします。

なお、班長になられた方につきましては、高崎市農業委員会運営委員会の構成委員も兼任することとなりますので、よろしくお願いいたします。また、運営委員会の概要でございますが、議案書6ページに参考として記載させていただいております。

説明は以上でございます。

○会長 説明が終わりました。班長、副班長の互選については、事務局の説明のとおりでよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、それでは、事務局の説明のとおりといたします。

それでは、それぞれ調査班ごとに分かれていただき、話し合いをお願いいたします。

なお、事務局が結果を確認に伺いますので、ご報告くださいますようお願いいたします。

それでは、しばらくの間、休憩いたします。

休 憩

再 開

○会長 それでは、会議を再開いたします。

調査班の班長、副班長が決まったようですので、矢端係長より発表いたします。

○事務局 それでは、調査班の班長及び副班長を発表いたします。第1調査班班長、福田敬一委員、副班長、天田晃委員。第2調査班班長、新井元委員、副班長、佐藤勲委員。第3調査班班長、石川大輔委員、副班長、設楽明志委員。第4調査班班長、寺崎正親委員、副班長、金井政明委員。

以上でございます。

○会長 各調査班の班長、副班長の発表が終わりました。ただ今の発表のとおり決定してよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 ありがとうございます。各班長、副班長におかれましては、よろしくお願いいたします。

次に、日程第8議案第4号一般社団法人群馬県農業会議の会員についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局

議案書 7 ページをご覧ください。一般社団法人群馬県農業会議は群馬県知事の指定を受けた組織であり、農業委員会の指導的立場を担っております。農業会議の会員については、一般社団法人群馬県農業会議定款第 6 条第 4 項第 1 号の規定により農業委員会の会長又は当該農業委員会会長が指名した委員とあるため、この会員を選任していただくものでございます。また、高崎市農業委員会の選任する会員は、常設審議委員会の理事就任が予定されているため選任の際に考慮をお願いいたします。説明は以上でございます。

○会長 ただいま、事務局の説明が終わりました。一般社団法人群馬県農業会議の会員は、慣例により私が務めさせていただくことでよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい。私も先月総会がありまして、引き続き会長ということで。1 期 2 年なんですよ。引き続き務めさせていただきますけども。それでよろしいでしょうかね。

○全員 はい

○会長 はい、それでは私が務めさせていただきます。

次に、日程第 9 及び日程第 10 の申合せ事項に入らせていただきます。申合せ事項は 2 点ございますので、併せて事務局の説明を求めます。

○事務局 それでは、議案書 8 ページをご覧ください。初めに、日程第 9、申合せ第 1 号令和 8 年度情報活動の推進に関する申合せについてご説明いたします。

まず読み上げさせていただきます。

情報活動の推進は、農地利用の最適化の推進とともに農業委員会法に位置づけられた農業委員会として取り組むべき重要な活動であり、農業者への情報提供や関係行政機関等への農業委員会の意見を提出するための媒体として、不可欠なものとなっている。

よって、農業委員会が、その主たる使命である農地利用の最適化をよりよく果たせるよう農業者等に対する情報活動を一層強化するため、下記事項をここに申合せ決議する。

記

1、「農家の友」など農業委員会の情報発信を強化する。

2、農業委員会ネットワーク機構の組織紙である「全国農業新聞」の普及推進を図り、農業委員及び農地利用最適化推進委員の各 1 人が新規に 1 部以上の購読者の確保に努める。新規拡大目標部数 59 部。

3、「全国農業図書」の普及推進を図る。

令和 8 年 7 月 21 日、高崎市農業委員会総会。

ただいま読み上げました中の 2 の全国農業新聞についてですが、農業委員会として果たすべき役割の一つとして、全国農業新聞の普及拡大運動に取り組む必要があります。委員 1 人当たり新規に 1 部

以上の購読者の確保を目標としたものになっております。また、委員の皆様にも新聞から得られる情報をもとに地域の推進役として農家の皆様に情報発信を行っていただくために、これまで購読をされていなかった方にも、委員就任と同時にご契約をいただいております。つきましては、新たに委員さんとなられた方で、まだ全国農業新聞を購読されていない方は、9月からのご購読をよろしくお願いいたします。

新聞の発行は月4回、金曜日に発行されます。購読料につきましては紙面購読を希望される方は月900円、電子購読を希望される方は月700円となります。紙面版で購読を希望される場合の申し込みは本日申込書をお配りしましたので、ご記入頂けましたら事務局までご提出ください。お支払いにつきましては、預かり金から頂戴いたします。電子版で購読をする場合の申し込みや支払口座の登録など、手続き全般につきましては、全てご自身でネットから行っていただく必要がありますので、よろしくお願いいたします。また、電子版で購読する旨を事務局までお知らせくださいますよう、併せてお願い申し上げます。

申合せ第1号についての説明は、以上となります。

○会長 はい、それに続きまして、議案書9ページご覧ください。日程第10、申合せ第2号 高崎市農業委員会の慶弔に関する申合せについて、事務局説明をお願いします。

○事務局 はい。議案書9ページをご覧ください。高崎市農業委員会の慶弔に関する申合せについてご説明いたします。

それでは、申合せを読まさせていただきます。

(趣旨)

第1条 この申合せは高崎市農業委員会（以下「委員会」という。）の互助親睦を図るため、慶弔に関し必要な事項を定めるものとする。

(慶弔の種類、範囲及び金額、連絡範囲)

第2条 委員会が行う慶弔の種類、範囲及び金額、連絡範囲はそれぞれ別表に定めるとおりとする。

(返礼の不受)

第3条 前条の規定による慶弔については返礼を受けないものとする。

(経費)

第4条 農業委員及び農地利用最適化推進委員（以下「委員等」という。）は、この申合せによる慶弔の費用として報酬のうちから毎月500円を負担するものとする。

(委任)

第5条 この申合せに定めるもののほか必要な事項は、会長が運営委員会に諮ってその都度定める。

令和8年7月21日 高崎市農業委員会総会

以上です。よろしくお願いいたします。

○会長 ただいま申し合わせについて説明がありました。

無ければ原案のと通りの申合せといたします。よろしいでしょうか。この件に関して、皆さんから何かご意見、ご質問ありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。

以上、長時間にわたるご審議大変ありがとうございました。予定されていた議事は、これで全て終了いたしました。

◎閉会の宣告

○会長 以上をもちまして第1回農業委員会総会を閉会させていただきます。

ご協力ありがとうございました。

午後 3時36分 閉会